

子どもの虐待予防 ～見守り・気づき・つなぐために～



児童虐待とは

しつけ*とは異なり、子どもの成長と人格形成に深刻な影響を与えるもので、次の4つに分類されます。

- 身体的虐待** 殴る、蹴る、叩く、おぼれさせるなど
- 心理的虐待** 無視する、言葉でおどす、ほかの兄弟と極端に差別して扱う
子どもの目の前で親がパートナーに暴力をふるう(面前DV)など
- ネグレクト** 食事を与えない、病気を放置する、著しく不潔にしておくなど
- 性的虐待** 子どもへの性行為、性的行為を見せる、ポルノの被写体にするなど

※しつけに際して体罰を加えることは、法律で禁止されています

児童虐待のサイン

- 不自然な傷や打撲のあと
- いつも怒鳴り声がある
- いつも泣き叫ぶ声がある
- 子育てに拒否的・無関心
- 衣服やからだがいっぱい汚れている
- 夜遅くまで一人で家の外にいる

気づきや声かけが重要です

児童虐待は、親の身勝手な行為であると捉えられがちですが、**地域からの孤立やサポートの薄さ、育児ストレスなどのさまざまな要因が複雑に絡み合って起こる**と考えられています。決して特別な家庭に起きているわけではなく、誰もが陥る可能性があります。皆さまの声かけや日頃からのつながりが、保護者の不安を軽減することにもつながります。

相談してください

虐待かもと思った時にすみやかに連絡できるよう、関係機関の連絡先を事前に確認しておきましょう。いつもの様子と違うかもと思ったら、子どもの利益を一番に考え、ためらわずに町に連絡(通告)しましょう。連絡した方に関する秘密は守られます。

小野町役場 子育て支援課 ☎72-2212
(平日8:30~17:15)

以下のような場合は、児童相談所に連絡しましょう。

- ① 子どもが家に帰りたくないと言っている場合
- ② 子どもだけで生活しているなど保護者の存在が不明な場合

県中児童相談所 ☎024-935-0611
(平日8:30~17:15)

児童相談所共通ダイヤル ☎189(いちはやく)
(年中無休・24時間対応)

今月の町税等納期

- 国民健康保険税(5期)
- 介護保険料(4期)
- 後期高齢者医療(4期)

納期限 ▶ 12月2日(月)

令和6年
2024

11

November

役場窓口延長日19:15まで(毎週水曜日)・開庁日8:30~17:15(毎月第2日曜日)

- 業務内容
- ①住民票・印鑑証明書・戸籍謄抄本の交付
 - ②印鑑登録及び印鑑登録証の交付
 - ③マイナンバーカードの申請及び交付
 - ④納税及び税証明書の交付

日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
27	28	29	30	31	1	2 ●おのまち文化祭
3 文化の日 ●おのまち文化祭	4 振替休日	5 ●幼児のわくわくタイム	6 ●窓口延長日	7 ●夜間ヘルスアップ運動教室	8 ●3歳6か月児健診 ●ヘルスアップ運動教室	9
10 ●窓口開庁日	11 ●ママのリフレッシュ教室	12	13 ●窓口延長日	14 ●親子ふれあい教室 ●夜間ヘルスアップ運動教室	15 ●ヘルスアップ運動教室	16
17 ●住民総合健診	18	19	20 ●窓口延長日	21 ●夜間ヘルスアップ運動教室 ●すずらんサークル	22 ●すくすく発達教室 ●ヘルスアップ運動教室	23 勤労感謝の日 ●功労者表彰式
24	25	26	27 ●窓口延長日	28 ●親子ふれあい教室 ●フィットネスクラブ	29 ●ヘルスアップ運動教室	30